

麻生区町会連合会 会則

(名称)

第1条 この会は「川崎市麻生区町会連合会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を川崎市麻生区役所内に置く。

(組織及び構成)

第3条 本会は、麻生区内の町会及び自治会等をもって組織し、その町会・自治会長等で構成する。

(目的)

第4条 本会は、町会及び自治会等相互の連絡を密にし、親睦を深め、明るい街づくりにつとめ、地域の繁栄と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業等を行なう。

- (1) 町会及び自治会等の活動の情報交換を行なうこと。
- (2) 市、県等の行政及び関係機関に協力するとともに、地域における各種団体が行う行事等について積極的に参加協力する。
- (3) 町会及び自治会等の活動に共通する諸問題についての研修会及び町会長・自治会長会議等を開催すること。
- (4) 区民要望のとりまとめを行うとともに要望事項の推進を行うこと。
- (5) その他、総会において必要と認める事項

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 監事 2名
- (5) 常任理事 6名

(理事)

第7条 本会に理事若干名を置く。

(理事及び役員を選出)

第8条 理事及び役員は、別に定める麻生区町会連合会理事及び役員選出に関する細則により選出し、総会で承認を得ることとする。

2 任期中に、理事及び役員に変更が生じたときは、理事会で選出し、直近の総会に報告するものとする。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

- (3) 会計は、本会の会計事務をつかさどる。
- (4) 監事は、本会の業務及び会計事務を監査する。
- (5) 常任理事は、主要事業を分担し、会長及び副会長を補佐する。

(理事・役員任期)

第10条 理事の任期は、2年とし再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された理事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員任期は、理事としての任期による。
- 4 理事及び役員は、それぞれその任期満了後も新任者が決定するまで在任するものとする。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、三役会の議決を経て、会長が委嘱する。

(会議)

第12条 会議は、総会、三役会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年1回一定の時期に、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長又は理事会が必要と認めたときに開催する。
- 4 総会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席により成立し、議長は構成員の中から選出する。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 6 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則及び細則の改廃に関すること（細則別表を除く。）。)
 - (2) 事業の報告及び決算を承認すること。
 - (3) 事業の計画及び予算を定めること。
 - (4) 理事及び役員を承認すること（任期中に、理事及び役員に変更が生じたときを除く。）。)
 - (5) その他、本会の運営上特に重要な事項に関すること。

(三役会)

第14条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。

- 2 三役会は、必要に応じ会長が招集し、議長は会長があたる。
- 3 三役会の処理する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会及び理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 総会で議決した事項の執行に関すること。
 - (3) 臨時総会の開催に関すること。
 - (4) 顧問及び相談役の委嘱に関すること。
 - (5) その他、会務の執行上必要なこと。

(理事会)

第15条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議長は会長があたる。

- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は3分の1以上の理事から請求があったと

き、会長が招集する。

3 理事会の処理する事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員の互選に関する事。
- (2) 総会に提出する事項の審議に関する事。
- (3) 総会の議決を要しない会務の運営に関する事。

(専門委員会)

第16条 本会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、役員及び理事をもってあてる。

3 専門委員会は、必要に応じて外部有識者を委員にあてることができる。

(代理人の出席)

第17条 会の構成員が病気、その他やむを得ない理由により、総会に出席できないときは、代理人が出席し議決権を行使することができる。

(会費)

第18条 本会の収入は、会費及びその他の収入をもってあてる。

2 単位町内会・自治会は、毎年、加入世帯数に40円を乗じた額を会費として納入するものとする。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第20条 本会の会則施行に関して、必要に応じて細則を定めることができる。

(付則)

本会の会則は、平成元年5月16日から施行する。

本会の改正会則は、平成2年5月21日から施行する。

本会の改正会則は、平成13年3月26日から施行する。

本会の改正会則は、平成26年5月15日から施行する。